

川崎市ホームレス自立支援事業実施要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）の規定に基づき、ホームレス等の自立支援を行う施設（以下「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」という。）においてホームレス自立支援事業（以下「本事業」）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、自立の意思がありながらホームレス等となることを余儀なくされている者に対し、生活困窮者・ホームレス自立支援センターに入所させ、宿泊援護及び就業支援等の事業を行うことにより、その自立を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「ホームレス等」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者又は終夜営業店舗に寝泊りするなど不安定な居住環境にあり、経済的に困窮することにより路上生活に陥るおそれのある者をいう。

(事業の種類)

第4条 この要綱の目的を達成するため、法第3条第2項に規定する自立相談支援事業及び法第3条第6項に規定する生活困窮者居住支援事業に基づき、次に掲げる事業を実施する。

(1) 宿泊援護事業

- (2) 就業支援事業
 - (3) 居住の場所の確保支援事業
 - (4) 緊急一時宿泊事業
 - (5) その他市長が必要と認める事業
- (施設)

第5条 前条に規定する事業を実施するため、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置する。

2 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの名称、定員及び位置は、次のとおりとする。

名称	定員	位置
川崎市自立支援センター日進町	80人	川崎区
川崎市要援護者等自立支援センター	12人	川崎区
生活づくり支援ホーム下野毛	50人	高津区
生活づくり支援ホーム下野毛分館	8人	高津区

なお、川崎市自立支援センター日進町及び生活づくり支援ホームについては訪問型自立支援住宅を設け、それについては別に川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅事業実施要綱に定める。

(施設入所期間)

第6条 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所期間は、他の生活困窮者・ホームレス自立支援センターに入所していた期間も含めて連続して3月を超えないものとする。

ただし、第10条の規定による入所期間は除くものとする。

2 緊急一時宿泊事業の入所期間は、14日以内とする。

第2章 川崎市自立支援センター日進町

(職員)

第7条 川崎市自立支援センター日進町(以下「支援センター日進町」という。)

に、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 主任相談支援員
- (4) 相談支援員
- (5) 就労支援員
- (6) 看護師
- (7) 宿日直員

(入所対象者)

第8条 支援センター日進町の入所対象者は、ホームレス等で、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第6条で定める生活困窮者に該当し、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 就労による自立を目指す者
- (2) 住居を確保して自立を目指す者
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号。)第2条第2項第1号及び第3号から第6号までの第1種社会福祉事業に基づく施設等(以下「社会福祉施設等」という。)への入所が適当で、他の施策による援護を直ちに受けることが困難な者
- (4) 緊急一時宿泊事業による援護が必要な者(以下「緊急一時宿泊者」という。)

2 次に該当する者については、入所対象者として認めない。

- (1) 川崎市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当する者
 - (2) 単身者で18歳未満の者
 - (3) 川崎市の生活困窮者・ホームレス自立支援センターを退所した日から起算して3月を経過していない者。ただし、福祉事務所長が必要と認めた者は除く。
 - (4) 酒気を帯びている者
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に罹患している疑いのある者
 - (6) 明らかに施設における集団生活が困難と思われる者
 - (7) 暴力、暴言がある者
- (入所の決定)

第9条 ホームレス等は、支援センター日進町に入所を希望する場合には、主に起居する場所を管轄する福祉事務所長に相談しなければならない。

2 前項により相談を受けた福祉事務所長は、ホームレス等に聞き取りを行い、入所面接票（第1号様式）を作成し、前条の入所対象者の要件を具備しているか確認しなければならない。

3 川崎市ホームレス巡回相談事業において、ホームレス等から巡回相談員に支援センター日進町への入所の希望があった場合には、巡回相談員が面接を行い、入所面接票を作成し、意見を付して入所面接票を第1項に規定する福祉事務所長へ送付することができる。

4 福祉事務所長は、入所面接票に基づき、支援センター日進町への入所が適当であると認める場合には、入所依頼書（第2号様式）に入所面接票の写しを添えて、支援センター日進町の施設長（以下「施設長」という。）に照会する。

- 5 福祉事務所長は、支援センター日進町への入所を認めない場合には、他の機関・団体への引き継ぎに努める。
- 6 施設長は、入所依頼書を受理した際には、施設の入所状況を踏まえ、入所承諾（不承諾）書（第3号様式）により入所の諾否について福祉事務所長へ回答しなければならない。
- 7 福祉事務所長は、入所承諾（不承諾）書により入所の承諾を確認した時は、ホームレス等に入所申込・資産収入申告兼誓約書（第4号様式）の提出を求めなければならない。
- 8 前項の入所申込・資産収入申告兼誓約書が提出された時には、福祉事務所長は、審査し、入所の許可及び入所期間を決定し、入所決定通知書（第5号様式）により、入所申込者に通知しなければならない。
- 9 福祉事務所長は、第5項において入所を認めない場合又は、第6項の回答で入所が不承諾となった場合入所申込者にその理由を伝える。また、福祉事務所長は、他の生活困窮者・ホームレス自立支援センターへの入所が適当と判断した場合には、生活保護・自立支援室に報告し、生活保護・自立支援室と入所の調整を行うものとする。

（入所期間の延長）

第10条 次の表に掲げる者の入所期間については、福祉事務所長は、第14条に規定する支援調整会議での審査を経て、原則として連続して6月を越えない範囲内で延長することができる。

入所期間を延長することができる者	延長できる期間
第17条に規定する就業支援の結果、就職した者で、入所延長することにより経済的自立が見込まれる者	経済的に自立が可能となるまでの期間

第18条に規定する居住の確保に係る支援の結果、入所延長することにより住居の確保が見込まれる者	当該住居での居住が可能となるまでの期間
第18条に規定する社会福祉施設等の入所に係る支援の結果、社会福祉施設等への入所の申し込みを行った者で、入所延長することにより、社会福祉施設等への入所が見込まれる者	当該社会福祉施設等への入所が可能となるまでの期間
入所を依頼した福祉事務所長が必要と認める者	福祉事務所長が必要と認める期間

- 2 緊急一時宿泊者の入所期間については、福祉事務所長は原則として通算1月を限度に、必要最小限の範囲で延長することができる。
- 3 第1項により延長する場合には、第14条に規定する支援調整会議の審査後、施設長は、入所期間変更依頼書（第6号様式）により入所期間変更を福祉事務所長に依頼する。
- 4 福祉事務所長は、前項の規定により依頼を受けた場合には、入所期間変更決定通知書（第7号様式）により入所期間の変更を支援調整会議の審査結果を踏まえ入所者に通知する。

（生活困窮者・ホームレス自立支援センター間の移動）

第11条 施設長は、入所者が原因となる理由により支援の継続が難しいと判断した場合、または、他の施設で支援を受けることが適当であると判断した場合には、福祉事務所長にその旨を申出ることができる。

- 2 福祉事務所長は、施設長から前項の申出があった場合には、申出の内容を確認し、他の生活困窮者・ホームレス自立支援センターへの移動が適当であると判断した場合には、移動について生活保護・自立支援室と調整を行い、入所依頼書により、他の生活困窮者・ホームレス自立支援センターの施設長

に依頼する。

- 3 福祉事務所長は第1項の申出があった場合で、他の生活困窮者・ホームレス自立支援センターにおける支援が難しいと判断した場合には、入所者の支援方針を検討し、適切な対応を行う。
- 4 施設長は、第2項の入所依頼書の内容を確認し、入所承諾（不承諾）書により入所の諾否について福祉事務所長へ回答する。
- 5 福祉事務所長は、入所承諾（不承諾）書により、入所の承諾を受理した場合には、入所決定通知書により入所の決定及び入所期間を入所者に通知する。
(退所の決定)

第12条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する入所者については、入所期限より前に退所させることができる。

- (1) 就職等により経済的に自立が見込めるとき。
- (2) 社会福祉施設等へ入所したとき。
- (3) 住居を確保し、居住を開始したとき。
- (4) 医療機関に入院したとき。
- (5) 入所者が退所を希望したとき。
- (6) 自立の意思がないと認められるとき。
- (7) 遵守事項に著しく違反したとき。
- (8) 虚偽の申告をしたとき。
- (9) 警察に逮捕されたとき。
- (10) 第8条第2項に該当することが判明したとき。

2 施設長は、入所者について前項の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに福祉事務所長に報告するとともに、退所の決定を求めることができる。

3 福祉事務所長は、前項による退所の決定を求められた場合には、報告内容を確認し、退所を決定することができる。その場合、退所決定通知書（第8号様式）により入所者及に通知する。

4 施設長は、前項により退所決定通知書を受領した場合には、直ちに入所者を退所させることができる。

（支援プラン案の作成）

第13条 施設長は、入所者の自立のため、規則第2条に規定する自立支援計画（以下「支援プラン案」という。）を作成し、支援プラン案に基づいて入所者の支援を行うものとする。

2 施設長は、新規に入所した者に対する個別面接を実施し、当該入所者のこれまでの生活状況、身体状況及び今後の自立に向けた意向を聴取するものとする。

3 施設長は、前項による個別面接のほか、入所者の状況把握のための見極め及び自立に向けた指導援助に努めるものとする。

4 施設長は、前2項の入所者に対する面接結果等に基づき、原則として入所後3週間以内に、当該入所者とともに支援プラン案を作成するものとする。

5 施設長は、次条の支援調整会議の審査の前に支援プラン案を福祉事務所長に報告しなければならない。

（支援調整会議）

第14条 施設長は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業実施要領の5に規定する支援調整会議を開催する。

2 支援調整会議は、施設長、相談支援員、生活保護・自立支援室、福祉事務所の代表者及び入所者で構成する。ただし、施設長の判断で入所者を除いて開催することができる。

3 前項に定める者のほか、施設長が認めた者は、支援調整会議に参加することができる。

4 支援調整会議は、第10条の入所期間の延長や前条に規定する支援プラン案について審査し、決定する。

5 施設長は、支援調整会議の開催結果を速やかに福祉事務所に報告しなければならない。

(支援の提供)

第15条 施設長は、この要綱で定める事業を実施し、前条で策定した支援プランに基づき、入所者に必要な相談支援サービスを提供する。

2 施設長は、定期的に支援プランの実施状況について確認し、点検、評価を行う。

3 施設長は、前項の結果、支援プランの見直しが必要だと判断した場合は、前条に定める支援調整会議に諮るものとする。

4 施設長は、前々項の結果、支援プランが達成されたと判断した場合は、第12条第2項に基づいて退所の手続きを行なう。

(宿泊援護事業)

第16条 第4条第1号の宿泊援護事業は、次に掲げる項目を実施するものとする。

(1) ベッド、寝具の貸与

(2) 食事の支給

(3) 衣類、下着、日用品等の物品の支給

(4) 入浴及び洗濯設備の供与

(5) その他宿泊援護事業に必要と認められる支援

2 前項2号の食事の支給は、就労のために外出して、支援センター日進町で

食事ができない等の場合には、別に定める食事代相当額を金銭給付することができる。

(就業支援事業)

第17条 第4条第2号の就業支援事業は、公共職業安定所から派遣される職業相談員による職業相談等を実施するものとする。

2 入所者は、求職活動又は就労を行う際、次に掲げる項目を利用することができる。

(1) 支援センター日進町に住民登録を行うこと。

(2) 連絡先として支援センター日進町の電話を使用すること。

(3) その他施設長が必要と認めること。

(居住の場所の確保支援事業)

第18条 第4条第3号の居住の場所の確保支援事業は、不動産業者への仲介や社会福祉施設等への入所に係る支援等を実施するものとする。

(緊急一時宿泊事業)

第19条 第4条第4号の緊急一時宿泊事業は、第16条第1項第1号から第4号で規定する項目を実施するものとする。

(健康診断)

第20条 施設長は、入所者のうち緊急一時宿泊者以外の者に対し、入所後速やかに健康診断を受診させなければならない。

2 施設長は、健康診断の結果、医療機関への受診が必要な場合は、速やかに福祉事務所長に対し連絡しなければならない。

3 前項の連絡を受けた福祉事務所長は、原則として生活保護法による医療扶助を提供する。

4 健康診断を受診する際に、健康診断料、交通費、及び診断書料が必要とな

るときは、支援センター日進町がその費用を負担する。

(交通費等)

第21条 第17条、第18条の規定に基づく活動により、交通費を必要とするときは、支援センター日進町は、その必要性を勘案した上で当該費用を支給又は貸し付けることができる。

(入所者に係る調査)

第22条 施設長は、入所者本人の同意を得て、入所者の自立に必要な調査を実施することができる。

(社会奉仕活動等)

第23条 施設長は、生活保護・自立支援室の承認を得た上で、ホームレス自立支援事業に支障のない範囲で、入所者を地域の住民活動に参加させることができる。

2 施設長は、入所者の自立に向けた支援の一環として、社会奉仕活動に参加させることができる。

(退所後の生活に向けた支援)

第24条 施設長は、支援センター日進町の退所が決まった者に対し、自立した生活を維持するために必要な支援を行うことができる。

(入所者記録の整備)

第25条 施設長は、入所者に関する支援を記録するため、記録簿を整備しておかなければならない。

2 施設長は、福祉事務所長から記録簿の提出を求められたときは、開示しなければならない。

第3章 生活づくり支援ホーム下野毛

(支援センターに関する規定の準用)

第26条 生活づくり支援ホーム下野毛（以下、「支援ホーム下野毛」という。）に関する規定については、支援センター日進町に関する規定を準用する。

第4章 川崎市要援護者等自立支援センター

（規定の準用）

第27条 川崎市要援護者等自立支援センター（以下「要援護者等センター」という。）に関する規定については、支援センター日進町に関する規定を準用する。ただし、第7条及び第8条第1項は適用しない。

（職員）

第28条 要援護者等センターに、次の職員を置く。ただし、事務員については、施設長と兼務することができるものとする。

- （1）施設長
- （2）事務員
- （3）主任相談支援員
- （4）相談支援員
- （5）宿日直員

（入所対象者）

第29条 要援護者等センターの入所対象者は、ホームレス等で、規則第6条で定める生活困窮者に該当し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）就労または住居の確保による自立を目指す女性
- （2）要介護状態にある者
- （3）緊急一時宿泊者

第5章 生活づくり支援ホーム下野毛分館

（規定の準用）

第30条 生活づくり支援ホーム下野毛分館（以下、「下野毛分館」という。）に関する規定については、支援センター日進町に関する規定を準用する。ただし、第7条、第8条第1項、第9条、第11条、第17条及び第19条は適用しない。

（職員）

第31条 下野毛分館に、次の職員を置く。

（1）相談支援員

（入所対象者）

第32条 下野毛分館の入所対象者は、ホームレス等で、規則第6条で定める生活困窮者に該当し、主に支援ホーム下野毛での見極め期間が終了し、単身での居宅生活が可能と見込まれる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする

（1）就労による自立を目指す者

（2）住居を確保して自立を目指す者

（生活困窮者・ホームレス自立支援センター間の移動）

第33条 他の施設（支援ホーム下野毛を含む）と下野毛分館間の移動にあたっては、支援調整会議等で利用の適否を検討するものとする。

2 前項により下野毛分館への移動が適切と判断された場合には、施設長は支援プランを作成し当該入所者へ説明を行うとともに、施設移動依頼書（第9号様式）をもって福祉事務所長へ移動の依頼をするものとする。

3 福祉事務所長は、第2項により入所者の下野毛分館への移動について依頼された場合には、依頼の内容を確認し、移動が適当であると判断した場合には、生活保護・自立支援室と調整を行い、入所依頼書により、下野毛分館の施設長に依頼する。

(就業支援事業)

第34条 第4条第2号の就業支援事業は、支援ホーム下野毛で行われる公共職業安定所から派遣される職業相談員による職業相談等により実施するものとする。

2 入所者は、求職活動又は就労を行う際、次に掲げる項目を利用することができる。

- (1) 下野毛分館に住民登録を行うこと。
- (2) 連絡先として下野毛分館の電話を使用すること。
- (3) その他施設長が必要と認めること。

第6章 その他

(事業報告)

第35条 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの施設長は、事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(料金の不徴収)

第36条 本事業においては、原則として入所者から施設利用に係る料金を徴収しないものとする。

(管理運営の委託)

第37条 市長は、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの管理運営を社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人等に委託することができる。

2 市長が前項の規定により委託するときは、本事業に係る委託費等について、予算の範囲内において別途委託契約を締結する。

3 第1項の規定により委託を受けた者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、市長の承諾を得た場合はこの限りでない。

4 第1項の規定により委託を受けた者は、必要に応じて、実施施設に通称を設定することができる。この場合においては、事前協議の上、市長に届け出なければならない。

(補則)

第38条 この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成25年4月1日から施行する。なおこの場合、他の規定又は様式において、改正後のホームレス自立支援センターの名称を引用しているときは、平成25年3月31日までの間は、改正前の名称に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。